**美里町移住定住促進プロモーション動画制作業務委託仕様書**

１．委託業務名

　美里町移住定住促進プロモーション動画制作業務委託

２．事業の目的

　本町では、人口減少および少子高齢化の進行を受け、地域の持続可能性を確保するため、移住・定住の促進に向けた各種施策を展開している。これまで、首都圏での移住相談会への参加や、「美里暮らし体験住宅」の整備など、移住希望者に対する接点の創出および受け入れ環境の整備に取り組んできた。

　特に、将来的な定住につながる可能性が高い20～30代の若年層に対しては、美里町の豊かな自然環境や地域の魅力を、直感的かつ感情に訴える形で効果的に伝えることが重要である。その手段として、視覚的訴求力に優れた映像コンテンツの活用が極めて有効であると考えられる。

　本業務は、移住相談フェアや町内でのイベント、公式Webサイト、各種SNS（Instagram、YouTube 等）における広報活動に活用可能な、高品質なプロモーション動画を制作することにより、美里町に対する認知度および関心の向上を図るとともに、移住希望者の増加および定住促進を目的とするものである。

３．委託期間

 契約締結日から令和８年３月１９日まで

４．業務内容

（１）映像コンセプトの設定

　　　本業務において制作する動画は、美里町の暮らしの魅力について、視聴者に

　　　対して直感的かつ印象的に伝える内容とすること。そのため、映像全体を貫

　　　くコンセプトを受託者において設定し、町が目指す移住・定住促進の方向性

　　　と整合するものとする。映像コンセプトの設定にあたっては、以下の要素を

　　　考慮すること。

　　　　①主なターゲット層の関心を喚起するテーマ性

　　　　②地域資源や生活環境等を視覚的に訴求する構成

　　　　③SNS・イベント・Web等での多媒体展開に適した表現手法

　　　設定したコンセプト案については、町との協議・承認を経たうえで、脚本構

　　　成・撮影計画・編集方針に反映すること。

（２）撮影

　　　映像コンセプトに基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行う。なお、

　　次の内容は委託業務に含むものとする。

　　　　①資料・素材の収集

　　　　②肖像権や著作権についての必要な手続き

　　　　③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

　　　　④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

（３）編集

　　　　①動画

　　　　　撮影した映像の加工、編集、音楽、音声、ナレーション、テロップの挿

　　　　　入等の編集作業を行う。編集、デザイン、レイアウト等は本町の意向を

　　　　　反映させるとともに、積極的な提案を行うこと。また、動画の完成まで

　　　　　に本町による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。

　　　　②サムネイル

　　　　　撮影した映像を元に、加工や編集、テロップの挿入等により、YouTubeや

　　　　　SNS等で表示するためのサムネイル用画像を作成すること。

（４）動画の要件

　　作成する動画等は以下のものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 動画等の種類 | 内容 | 時間・本数・枚数の目安 |
| 　　　　　　動画 | 「本編」次の条件を満たすものとする。※町の魅力を紹介するもの。※音楽、テロップ、ナレーション等に　よる効果的な編集を行い、多くの視　　聴者が見やすい構成 | 1本以上（3分程度）※ただし、より効果的な尺および本数がある場合は別途提案可 |
| 次の条件を満たすものとする。※「本編」を30秒程度に再編集した短　尺版※音楽、テロップ、ナレーション等に　よる効果的な編集を行い、多くの閲　覧者が動画を再生したくなるよう　な構成 | 2本以上（30秒程度）※ただし、より効果的な尺および本数がある場合は別途提案可 |
| サムネイル | 次の条件を満たすものとする。※町の魅力を紹介するもの※画像をタップして他の投稿内容の　　確認、投稿文の閲覧などのアクショ　ンにつながるようなテロップの挿　入など、効果的な編集を加えたもの | ２案以上 |

（５）プロモーションの提案、実施

　　　作成した動画を利用した訴求力のあるプロモーションの手法及び媒体につ

　　　いて、受託者が提案すること。

　　　また、町が主催または関与するイベント（例：移住相談フェア、地域行事等）

　　　における動画の上映、展示等の利活用も想定し、それらの場面に適した形

　　　式・構成に配慮すること。

　　　加えて、受託者は自身の保有するSNSやWeb媒体等を通じて、本町の動画の

 拡散認知向上に協力すること。

５ 成果品

（１）業務完了報告書

（２）動画データ 一式

（３）DVD（MP4、MOV等複数データ形式） 2枚

（４）撮影素材 一式

（５）撮影素材一覧表

６ 業務進捗報告及び完了報告

（１） 受託者は、業務期間中、町の求めがあった場合、業務の進捗状況に関す

　　　 る報告を行うこと。

（２） 受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日まで

　　　 に町長宛てに報告すること。

７ 委託料について

　委託料は業務完了後一括払いとし、委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、需用費等）及び一般管理費とする。備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

　なお、本業務に係る経費を明らかにするために、他の経理と明確に区分して、会計帳簿及び証拠書類を整備するものとし、本業務が終了した日の属する会計年度の終了後５年間、これを保存しておくこと。また、必要に応じ町が関係書類の提出を求めた場合は提供する

８ その他

（１） 本仕様書に定めるもののほか、受託者からの提案内容を実施すること。

（２） 本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者に

　　 おいて支払いを行うこと。

（３） 受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又

 は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様と

 する。

（４） 個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにするこ

 と。

（５） 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできな

 　　　い。但し、町と協議の上、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託するこ

　　　 とは妨げない。

（６） 本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第２７条及

 び第２８条の権利を含む。）及び使用権は、全て美里町に帰属する。

（７） 本業務の実施については、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じ

 て別に定める。